

●香川県警察本部告示第1号

道路交通法実施規程及び香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月1日

香川県警察本部長 小 島 隆 雄

道路交通法実施規程及び香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程  
(道路交通法実施規程の一部改正)

第1条 道路交通法実施規程(平成12年香川県警察本部告示第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(負担金の納付命令)</p> <p>第12条の2 略</p> <p>2 前項の負担金納付命令書及びこれに基づき発行する香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号。以下「会計規則」という。)第28条第1項の納入通知書に指定する納期限は、負担金納付命令書を発する日から起算して14日を経過した日とする。ただし、その日が銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する銀行の休日(以下「銀行の休日」という。)に当たる場合は、その日後の最初の銀行の休日でない日とする。</p> <p>(督促及び延滞金)</p> <p>第12条の3 法第51条第17項前段の規定による督促(以下「督促」という。)は、負担金納付命令書に指定した納期限の翌日から起算して20日以内に、会計規則第193条第1項の督促状により行うものとする。</p> <p>2 前項の督促状の指定納期限は、督促状を発する日から起算して14日を経過した日とする。ただし、その日が銀行の休日に当たる場合は、その日後の最初の銀行の休日でない日とする。</p> <p>3 督促を行ったときは、次に掲げる場合を除き、法第51条第17項後段の規定に基づき、負担金納付命令書に指定した納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その負担金の額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。</p> <p>(1) 納付命令を受けた者が災害により負担金納付命令書に指定した納期限までに負担金を納付することができなかったとき。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、負担金納付命令書に指定した納期限までに負担金を納付することができなかったことについて、やむを得ない理由があると認められるとき。</p>	<p>(負担金の納付命令)</p> <p>第12条の2 略</p> <p>2 前項の負担金納付命令書及びこれに基づき発行する香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号。以下「会計規則」という。)第28条第1項の納入通知書に指定する納付の期限は、負担金納付命令書を発する日から起算して14日を経過した日とする。ただし、その日が銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する銀行の休日(以下「銀行の休日」という。)に当たる場合は、その日後の最初の銀行の休日でない日とする。</p> <p>(督促及び延滞金)</p> <p>第12条の3 法第51条第17項前段の規定による督促(以下「督促」という。)は、負担金納付命令書に指定した納付の期限の翌日から起算して20日以内に、会計規則第193条第1項の督促状により行うものとする。</p> <p>2 前項の督促状に指定する指定納付期限は、督促状を発する日から起算して14日を経過した日とする。ただし、その日が銀行の休日に当たる場合は、その日後の最初の銀行の休日でない日とする。</p> <p>3 督促を行ったときは、次に掲げる場合を除き、法第51条第17項後段の規定に基づき、負担金納付命令書に指定した納付の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その負担金の額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。</p> <p>(1) 納付命令を受けた者が災害により負担金納付命令書に指定した納付の期限までに負担金を納付することができなかったとき。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、負担金納付命令書に指定した納付の期限までに負担金を納付することができなかったことについて、やむを得ない理由があると認められるとき。</p>

(香川県警察文書公印規程の一部改正)

第2条 香川県警察文書公印規程(平成12年香川県警察本部告示第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第7条、第10条関係)				別表第1(第7条、第10条関係)			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1~11 略				1~11 略			
12 道路交通法 (昭和35年法律第105号)	第51条の 4第12項	仮納付金の返還	納付金返還(還付) 通知書(道路交通 法施行細則別記様 式第15号の5) 納付金返還(還付) 通知公示送達書(道 路交通法施行細 則別記様式第15号 の24)	12 道路交通法 (昭和35年法律第105号)	第51条の 4第12項	仮納付金の返還	納付金返還通知書 (道路交通法施行 細則別記様式第15 号の5) 納付金返還通知公 示送達書(道路交 通法施行細則別記 様式第15号の24)
	第51条の 4第17項	放置違反金等の還 付	納付金返還(還付) 通知書(道路交通 法施行細則別記様 式第15号の5) 納付金返還(還付) 通知公示送達書(道 路交通法施行細 則別記様式第15号 の24)		第51条の 4第17項	放置違反金等の還 付	納付金返還通知書 (道路交通法施行 細則別記様式第15 号の5) 納付金返還通知公 示送達書(道路交 通法施行細則別記 様式第15号の24)
第90条第1項ただし書~第129条第2項 略				第90条第1項ただし書~第129条第2項 略			
(1)・(2) 略				(1)・(2) 略			
13~36 略				13~36 略			

附 則

この規程中第1条の規定は平成23年4月1日から、第2条の規定は平成23年3月1日から施行する。